建築改修工事　特記仕様書

【1】　工　事　概　要

1．工 事 場 所　京都府船井郡京丹波町　豊田　地内

2．敷 地 面 積　1531.00　㎡

3．建築物概要

	棟　名	構　造	階　数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)	備　考
	生涯学習センター	RC造　小屋組S造	2階	259.73	520.44	

4．そ　の　他

既設屋根材を撤去し、カラーＧＬ鋼板に葺き替える。
軒天・軒裏モルタル改修（はく離・落下部分）
屋根改修に伴う軒樋・谷樋の改修

【2】　適　用　範　囲

現場説明書（質疑回答書を含む）、本特記仕様書、図面、改修標準仕様書に示す範囲とする。
すべての設計図書は相互に補完するものとし、相違がある場合は、上記の順番を優先順位とする。
上記の標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成22年版）をいう。（以下、これを「改修標仕」という。）
本書に特に記載のない事項にあっても、すべて、「改修標仕」の適用を受けるものとする。

【3】　工　事　区　分

設計図書による。
別契約の施工上密接に関連する工事との取合い部分が発生する場合は、別紙工事区分表による。

【4】　工　事　仕　様

1.設計図書による。設計図書に記載されていない事項は、「改修標仕」のほか別記の適用基準による。
2.項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
3.特記事項は、●印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
※印と●印の付いた場合は、共に適用する。※印が抹消された場合は、●印のみ適用する。
4.項目及び特記事項に記載の（　）内表示番号は「改修標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	① 適用基準等	※ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　平成22年版　（監修：国土交通省） ※ 建築工事標準詳細図　平成22年版　（監修：国土交通省） ○ 敷地調査共通仕様書　平成11年版　（監修：建設大臣） ○ 建築鉄骨設計基準　平成10年版　（監修：建設大臣） ● 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)　平成22年版　（監修：国土交通省） ○ 木造建築工事標準仕様書　平成22年版　（監修：国土交通省） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　平成22年版　（監修：国土交通省） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　平成22年版　（監修：国土交通省） （注：監修欄「国土交通省」は国土交通省大臣官房官庁営繕部を、「建設大臣」は建設大臣官房官庁営繕部を示す）
	② 建築材料等	※ 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は監督職員の承諾を受ける。 ※ 下記材料品目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」にある材料とする。 また、同評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督職員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとすることができる。 （評価名簿によるもの） 床型枠用鋼製デッキプレート（ﾌﾗｯﾄﾃﾞｯｷ）、鉄骨柱下無収縮モルタル、 無収縮グラウト材（ﾌﾞﾚﾐｯｸｽ型、現場調合型）、押出成形セメント板、 成形伸縮目地材、乾式保護材(防水立上部)、陶磁器質タイル（陶器質ﾀｲﾙ、 せっ器質ﾀｲﾙ、磁器質ﾀｲﾙ、再生材利用ﾀｲﾙ）、既製調合モルタル（ﾀｲﾙ工事用）、 既製調合目地材、ルーフドレイン、吸水調整材（ﾓﾙﾀﾙ用）、アルミニウム製建具、 鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、錠前類（ｼﾘﾝﾀﾞ箱錠、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、 ｼﾘﾝﾀﾞ本締り錠）、クローザー類(ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞｰ、ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ)、 自動扉機構（制御装置・駆動装置、検出装置、制御装置・駆動装置・検出装置）、 自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)、重量シャッター、軽量シャッター、 ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ、ガラス(ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ、型板ｶﾞﾗｽ、網入板ｶﾞﾗｽ・線入板ｶﾞﾗｽ、 熱線吸収板ｶﾞﾗｽ、倍強度ｶﾞﾗｽ、熱線反射ｶﾞﾗｽ）、ガラスブロック(中空)、 防水剤、ビニル床シート、ビニル床タイル、現場発泡断熱材、 ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ（3000N、5000N）、可動間仕切、移動間仕切(ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞｱ)、 トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、 屋上緑化システム（屋上緑化システム、屋上緑化軽量システム）、トップライト、 エポキシ樹脂、タイル部分張替え用接着剤、ポリマーセメントモルタル、 鋳鉄製マンホール蓋・弁桝ふた
	③ 特別な材料の工法	※ 設計図書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	④ 風圧力及び積雪に対する性能	建築基準法に基づき定められた風速及び地表面粗度区分等 風速（Vo）　※３２　○　（平成12年5月31日建設省告示第1454号） 地表面粗度区分　○Ⅰ　○Ⅱ　※Ⅲ　○Ⅳ 多雪地域の指定　※なし　○あり
	⑤ 現場代理人	※ 本工事の施工にあたっては、請負契約書第１０条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。
	⑥ 工事工程報告	※ 月報は毎月末日に〆め、翌月5日までに提出する。 ○ 日報は監督職員の指示による。 ○ 週報は毎週（　）曜日に提出する。
	⑦ 工事実績情報の登録　(1.1.4)	※ 適用する　（適用事項は、現場説明書による）　○ 適用しない
	8 施工体制台帳等の作成・提出　(1.1.5)	※ 請負者は、請負金額３千万円以上(建築一式工事については４千５百万円以上)の工事について、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。 ※ 請負者は、工事完成時に、建退共運営実績報告書を提出しなければならない。
	9 設備工事との取合い	施工範囲 ※ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ※ 図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※ 駆動装置が電動による建具類の二次配線及び操作スイッチ ※ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 施工図 設備機器の位置、取合等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	⑩ 施工図等の取扱い (1.2.3)	※ 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲される。
	⑪ 工事写真　(1.2.4)	※ 工事写真の撮り方（改訂２版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるほかは監督職員の指示による。 ※ 下記のものを監督職員に提出する。 |		部　数(ネガ１枚につき)	分　類　・　規　格	原版の大きさ（mm）
---	---	---	---	---
着　工　前		※１　○	※ カラーサービス版	※ 24×36以上
工　事　中		※１　○	※ カラーサービス版	※ 24×36以上
完成時	屋　内	○２　○	○ カラーサービス版	○ 24×36以上
	（　）箇所		○ カラーキャビネ版	○ 60×70以上
	外　観	○２　○	○ カラーキャビネ版	○ 24×36以上
	（　）箇所		○ カラーパネル半切	○ 60×70以上	 ※ 写真をデジタル写真で撮影する場合には、完成写真については有効画素数300万画素程度、工事写真は有効画素数130万画素程度とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。 ※ 完成写真撮影場所は、監督職員の指示による。 ○ 完成写真撮影業者は、監督職員の承諾する撮影業者（建築写真専門業者）とする。
	12 電気保安技術者　(1.3.3)	※ 適用する　○ 適用しない
	⑬ 施工条件　(1.3.5)	※ 現場説明書による。
	⑭ 発生材の処理等　(1.3.8)	○ 引渡しを要するもの　（　） ○ 現場において再利用を図るもの、再資源化を図るもの （　） ● 指定副産物の搬出（詳細は現場説明書による） ○ アスファルトコンクリート塊　● セメントコンクリート塊　※ 建設発生木材 ● 指定副産物の処分地（詳細は現場説明書による） ● 指定地処分　（　コンクリート殻　金下建設京丹波　） ○ 自由処分　（　最寄りの再資源化施設へ搬出すること　） ○ 指定副産物以外の搬出 ※ 構外搬出適切処理　○（　） ○ 特別管理産業廃棄物の処理 ○ 廃石綿等　○ＰＣＢを含む機器類　○ＰＣＢ含有シーリング ○ 廃油　○ 廃酸・廃アルカリ　（○臭化リチウム　○蓄電池電解液　） ○ ＳＦ６ガス使用機器 ※ 廃石綿の処分地　（㈱京都環境保全公社瑞穂センター　） ＰＣＢ含有シーリング材の分析調査 ○ 行う（　箇所　）　○ 行わない ＰＣＢ含有シーリング材の撤去・処分方法は「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱」による。 次の建設廃棄物は再資源化する。 ○ 蛍光灯ランプ　○ＨＩＤランプ　○ 硬質塩化ビニル管・継手 処理計画書等の提出 ※ 再生資源利用促進計画書、実施書を"CREDAS入力ｼｽﾃﾑ"により作成し、提出用ﾌｧｲﾙﾃﾞｰﾀと共に提出すること。 ※ 建設発生土及び建設副産物処理計画書、報告書 を提出すること。 マニフェスト制度 ※ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度により、適正な処理を行うこと。 ※ 産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約すること。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	15 調査のための破壊部分の補修　(1.5.3)	既存破壊部分の補修方法　※ 図示　○＿＿＿＿＿＿
	⑯技能士　(1.6.2)	(1.6.2) | 工事種別	適用する技能士の技能検定における選択作業
---	---
仮設工事	● とび作業
鉄筋工事	○ 鉄筋組立作業
コンクリート工事	○ 左官作業　○ 型枠工事作業 ○ ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	○ 構造物鉄工作業　○ とび作業
ﾌﾞﾛｯｸ及びALCﾊﾟﾈﾙ工事	○ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業　○ ALCﾊﾟﾈﾙ工事作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	○ 金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工作業　○ ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 ○ ｶﾞﾗｽ工事作業
防水工事	○ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　● ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ○ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○ ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ○ ｱｸﾘﾙﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○ FRP防水工事作業 ○ 合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ○ 塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ○ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業
石工事	○ 石張り作業
タイル工事	○ タイル張り作業
木工事	○ 大工工事作業
屋根及びとい工事	● 内外装板金作業　○ かわらぶき作業 ○ スレート工事作業
金属工事	○ 鋼製下地工事作業　○ 内外装板金作業
左官工事	● 左官作業
塗装工事	○ 建築塗装作業
建具工事	○ ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 ○ ガラス工事作業　○ 自動ドア施工作業
内装工事	○ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業　○ ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業 ○ ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上工事作業　○ 壁装作業
排水工事	○ 建築配管作業
舗装工事	○ 溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ○ 加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	○ 造園工事作業	 ただし技能士に代わる者による施工の場合は監督職員の承諾を得ること。
	17 施工の検査等　(1.6.5)	見本施工の実施　※ 適用する（　） ○ 適用しない
	18 化学物質の濃度測定　(1.6.9)	※ 適用する　（適用事項は、現場説明書による）　○ 適用しない
	⑲ 完成図　(1.8.2)	※ 作成する　（提出部数 ※２部 ○　部）　詳細は監督職員の指示による。 ※ 完成図等の電子データによる提出については、現場説明書による。
	21 保全に関する資料　(1.8.3)	※ 作成する　（提出部数 ※２部 ○　部）　○ 作成しない ○ 敷地、建物の構造規模、主要な設備構成等の建物概要 ○ 建物を使用する上での注意事項 ○ 建物に設置されている家具、機器等及び部位毎の仕上げの概要説明 ○ 建物、工作物、植栽等を管理する上での保全業務の要点 ○ 主要材料の製造所名、所在地、連絡先、非常時の連絡体制一覧表 建設大臣官房官庁営繕部監修「管理者のための建築物保全の手引き」及び「建築保全業務共通仕様書」を参考として作成すること。
2 仮設工事	①足場その他　(2.2.1)	※労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。 外部足場　※ Ａ種　○ Ｂ種　○ Ｃ種　○ Ｄ種　（表2.2.1） 内部足場　○ 脚立、足場板等　○ 防護シート等 ○ 防音パネル　○ 防音シート　○ 養生シート　※ ネット及び養生シート 材料、撤去材等の運搬方法 ○ Ａ種　※ Ｂ種　○ Ｃ種　○ Ｄ種　○ Ｅ種　（表2.2.2） ※ 足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式を採用すること。
	②既存部分の養生　(2.3.1)	既存部分の養生　※ 行う　（※ ビニールシート ○＿＿＿＿＿＿） ○ 行わない 既存家具等の養生　※ 行う　（※ ビニールシート ○＿＿＿＿＿＿） ○ 行わない 既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管　※ 行う　○ 行わない 養生の方法　※ 取り外しのうえ清掃　○ 保管場所　※ 室内にてカバー掛の上、適切保管　○ 家具の移動　※ 行う　（図示 ）　○ 行わない

章	項　目	特　記　事　項
2 仮設工事	3 仮設間仕切り　(2.3.2)	○ 設ける　（図示 ）　○ Ａ種　○ Ｂ種　※ Ｃ種 ○ 設けない
	4 監督職員事務所　(2.4.1)	規模　○ 10㎡程度　○ 20㎡程度　○ 35㎡程度　○ 65㎡程度　○ 100㎡程度 仕上　床　○ 合板張り素地　○ ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ敷き　○ ﾊﾟﾝﾁｶｰﾍﾟｯﾄ敷き 内壁、天井　○ 合板又は石こうﾎﾞｰﾄﾞ張り、合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り 屋根　○ 塗装溶融亜鉛ﾒｯｷ鋼板張り　○ 鉄板張り調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り 休憩室　○ 設けない　○ 設ける（畳敷き）　○ 備品　○ 机　○ いす　○ 書棚　○ 黒板　○製図板 ○ 掛時計　○ 温度計　○ 消火器　○ 掃除具　○ 加入電話機 ○ 懐中電灯　○ 湯沸器　○ 冷暖房機器　○ ○ 保護帽　○ ゴム長靴　○ 雨がっぱ　○ 衣類ﾛｯｶｰ　（　人分程度） ※ 改修標仕（平成22年版）　※ 建築工事監理指針（平成22年版） ※ 建築工事施工チェックシート　○ 建築工事標準詳細図（平成22年版） ○ 工事写真の撮り方（改訂２版）建築編
	⑤工事用水	構内既存の施設　○ 利用できない　※ 利用できる　（※ 有償　○ 無償　）
	⑥工事用電力	構内既存の施設　○ 利用できない　※ 利用できる　（※ 有償　○ 無償　）
	⑦仮囲い等	※ 図示　○
	8 設計ＧＬ	※ 図示　○ 設計ＧＬ＝現状ＧＬ
(2) 土・鉄筋・コンクリート工事		本章の項目及び特記事項の（ ）内表示番号は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(平成22年版)の該当項目、該当図又は該当表を示す。 なお、耐震改修工事に係る「鉄筋・コンクリート」の取り扱いは、後述の章「8　耐震改修工事」によるものとする。
	1 埋め戻し及び盛土　(3.2.3)	○ Ａ種　砂質土（山砂の類）を水締め又は機器による締固め　(表3.2.1) ※ Ｂ種　根切り土の中の良質土を機器による締固め ○ Ｃ種　他現場の建設発生土の中の良質土を機器による締固め ○ Ｄ種　再生コンクリート砂を水締め又は機器による締固め ○ 建設発生土（盛土材）の外部からの受入土量（　m3） 発生場所　（　）
	2 建設発生土の処理　(3.2.5)	※ 下記に定めるほかは、現場説明書による ○ 構外指示の受入場所に処分 受入場所　※（財）城陽山砂利採取地整備公社　○ 土壌調査　※ 行う（受入場所指定の検査）　○ ○ 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第７条第３項１３号及び第４項に規定する方法 仮置場所　○ ○ 構内指示の場所に敷き均し ○ 構内指示の場所にたい積 ○ 構外搬出適切処理　※ 中丹東土木事務所管内及び丹後土木事務所管内で、搬出土量が少量（５００m3以内）かつ緊急の場合等
	3 鉄筋の種類　(5.2.1)	(表5.2.1) |	種類の記号	径（mm）	備　考
---	---	---	---
異形鉄筋	※ＳＤ２９５Ａ	Ｄ１６以下	
	※ＳＤ３４５ ○	Ｄ１９以上	

章	項目	特記事項
（2） 土・鉄筋・コンクリート工事	8 骨材 (6.3.3)	粗骨材 ※砂利(JIS A5308),砕石(JIS A5005) ○ 高炉ｽﾗｸﾞ ○ 電気炉酸化ｽﾗｸﾞ ○ 再生骨材H 細骨材 ※砂(JIS A5308),砕砂(JIS A5005) ○ 高炉ｽﾗｸﾞ ○ 電気炉酸化ｽﾗｸﾞ ○ 銅ｽﾗｸﾞ ○ ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ ○ 再生骨材H アルカリシリカ反応性による区分 ※ A（無害） ○
	9 混和材料 (6.3.5)	混和剤 ※ AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤のⅠ種(JIS A6204) 混和材 ※ フライアッシュ(JIS A6201) Ⅰ種又はⅡ種
	10 構造体強度補正値 (6.4.5)	※ 気温による構造体強度補正値（S） (表6.4.1) 予想平均気温（℃）｜補正値（T）｜期間（打設日） 普通 早強｜南部地域｜中部地域｜北部地域 8以上 5以上｜3 N/mm2｜3/6 ～ 6/30｜3/11～ 7/20｜3/11～ 7/10 ｜｜9/11～ 11/15｜9/1 ～ 11/5｜9/1 ～ 10/31 0以上 0以上｜6 N/mm2｜11/16～ 3/5｜11/ 6～ 3/10｜11/ 1～ 3/10 8未満 5未満 南部地域（京都市(一部を除く)、旧八木町、旧園部町以南の市町村） 北部地域（宮津市、旧加悦町以北の市町） 中部地域（上記以外の市町、旧美山町及び旧京北町含む）
	11 暑中における ｺﾝｸﾘｰﾄの扱い (6.8.2)	※ 暑中における構造体強度補正値（S） 地域｜日平均気温が25度を超える期間（打設日）｜補正値 北部地域｜7月11日～8月31日｜※ 6N/mm2 中部地域｜7月21日～8月31日｜○ 3N/mm2 南部地域｜7月 1 日～9月10日
	12 寒中コンクリート	※ 予想平均気温が 表6.4.1 に示す予想平均気温未満の場合には標仕第６章第１２節（寒中コンクリート）による。
	13 コンクリートの試験 (6.10.2)～(6.10.6)	※ フレッシュコンクリートの試験 ※ コンクリートの強度試験 ○ 材料試験 レディーミクストコンクリート施工の品質管理 ※スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。
	⑭ ｺﾝｸﾘｰﾄﾐｷｻｰ車の過積載防止対策等	請負者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。また、ミキサー車１台毎の積載量が把握できる集計表を検査時に提出しなければならない。
	15 軽量コンクリート (6.11.1)	種別 ○ １種 ○ ２種 施工箇所 ＿＿＿＿＿＿
3 防水改修工事	1 アスファルト防水 (3.3.2)～(3.3.5)	○ 保護防水工法 ○Ｐ１Ｂ 工法｜○B-1 ※B-2｜表3.3.3 ○Ｐ１ＢＩ工法 ○Ｔ１ＢＩ工法｜○BI-1 ※BI-2｜表3.3.4 ○Ｐ２ＡＩ工法｜○AI-1 ※AI-2｜表3.3.5 ○Ｐ２Ａ 工法｜○A-1 ※A-2｜表3.3.6 ○ 露出防水工法 ○Ｍ４Ｃ 工法｜○C-1 ※C-2｜表3.3.7 ○Ｍ３Ｄ 工法 ○Ｐ０Ｄ 工法｜○D-1 ※D-2｜表3.3.8 ○ 露出防水絶縁断熱工法 ○Ｐ０ＤＩ工法 ○Ｍ３ＤＩ工法 ○Ｍ４ＤＩ工法｜○DI-1 ※DI-2｜表3.3.9 ○ 屋内防水工法 ○Ｐ１Ｅ 工法 ○Ｐ２Ｅ 工法｜○E-1 ※E-2｜表3.3.10

章	項目	特記事項
3 防水改修工事	2 改質アスファルトシート防水 (3.4.2)～(3.4.4)	アスファルトの種類 ※ ３種 アスファルトルーフィング ※ 1500 ○＿＿＿＿ ○ 粘着層付ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 厚さ（mm） ○＿＿mm 種別 ※ 非露出複層防水層Ｒ種 ○＿＿＿＿ ○ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ 厚さ（mm） ○＿＿mm 種別 ※ 露出単層防水用Ｒ種 ○＿＿＿＿ 断熱材（保護防水断熱工法） 厚さ（mm） ○＿＿mm 材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種ｂのスキン層付（ただし、特定フロンを含まないものとする。） ○＿＿＿＿ 断熱材（露出防水断熱工法） 厚さ（mm） ○＿＿mm 材質 ※ルーフィング類製造所の仕様による ○＿＿＿＿ 絶縁用シート ※ ポリエチレンフィルム厚0.15（保護防水工法） ※ フラットヤーンクロス（70g/m²程度）（保護防水断熱工法） ○＿＿＿＿ 押え金物 ※ アルミニウム製 L-30×15×2.0 ○＿＿＿＿ 立上がり部 保護コンクリート ○ 適用する（ ） ○ 適用しない ※ レンガ押え(JIS) ○ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ○ﾓﾙﾀﾙ押え ○ 乾式保護材（ ） 保護層 平場のコンクリート厚さ ○＿＿mm ○ こて仕上げ＿＿mm ○ 床タイル張り等仕上げ＿＿mm 脱気装置 ○ 設ける 材 種（ ） 設置数量 （１箇所／ m²） 伸縮調整目地 ※ 成形伸縮目地材 ○＿＿＿＿ 成形緩衝材 ※ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類製造所の指定品 ○＿＿＿＿ ○ 露出防水密着工法 ○Ｍ４ＡＳ工法｜○AS-1 ○AS-2 ○AS-3｜表3.4.1 ○ 露出防水絶縁工法 ○Ｍ３ＡＳ工法 ○Ｐ０ＡＳ工法｜○AS-4 ○AS-5 ○AS-6｜表3.4.2 ○ 露出防水絶縁断熱工法 ○Ｍ３ＡＳＩ工法 ○Ｍ４ＡＳＩ工法 ○Ｐ０ＡＳＩ工法｜○ASI-1 ○ASI-2｜表3.4.3 断熱材（露出防水絶縁断熱工法） 厚さ（mm） ○ 材質 ※改質アスファルトシート製造所の仕様による ○＿＿＿＿ 仕上げ塗料 ○ｶﾗｰ （ ） ○ｼﾙﾊﾞｰ 脱気装置 ※ 設ける 材種（ ） 設置数量（１箇所／ m²） 防湿層 ○ 設ける ○ 設けない 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ 下地に部分的に溶着又は接着させる場合 ○ 施工法 （ ）
	3 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水 (3.5.2)～(3.5.4)	○ＰＯＳ 工法 ○ＳＯＳ 工法 ○ＰＯＳＩ工法 ○ＳＯＳＩ工法｜○S(I)-F1(t- ※1.2 ○) ○S(I)-F2(t- ※2.0 ○) ○S(I)-M1(t- ※1.5 ○) ○S(I)-M2(t- ※1.5 ○) ○S(I)-M3(t- ※1.2 ○) PC部材入隅増張 （ ※有り ○無し ）｜表3.5.1 ○ＳＳ 工法 ○ＳＳＩ工法｜○S(I)-F1(t- ※1.2 ○) ○S(I)-F2(t- ※2.0 ○) PC部材入隅増張 （ ※有り ○無し ） ○ＭＳ 工法 ○ＭＳＩ工法｜○S(I)-M1(t- ※1.5 ○) ○S(I)-M2(t- ※1.5 ○) ○S(I)-M3(t- ※1.2 ○) 断熱材 ○ 用いる （厚さ（mm） 、種類 ） PCコンクリート部材下地の場合の目地処理 ○＿＿＿＿ 絶縁用シート ※ 発泡ポリエチレンシート ○＿＿＿＿ 仕上げ塗料 ○ｶﾗｰ （ ） ○ｼﾙﾊﾞｰ 脱気装置 ○ 設ける 材種（ ） 設置数量 （１箇所／ m²） ※ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定めること。

章	項目	特記事項
3 防水改修工事	4 塗膜防水 (3.6.2)～(3.6.3)	○ＰＯＸ 工法 ○Ｌ４Ｘ 工法｜※X-1 ※X-2｜表3.6.1 脱気装置 ○ 設ける 材種（ ） 設置数量 （1箇所／ m²） ○ＰＩＹ 工法 ○ＰＩＹ 工法｜※Y-2 ○＿｜表3.6.2 保護層 ○ 設ける ○ 設けない
	5 漏水試験	※ 水張り試験を行う （ ○ 屋内 ○ 屋外 ）
	6 保証書	※ 請負業者、防水施工業者、防水材料メーカーの連名による保証書を提出すること。（保証年限は工事目的物引渡しより１０年間以上とする。）
	7 施工標識	工事完了後に監督職員の指示する位置へ取り付ける。 材質 ※ 真鍮製エッチング仕上 150×100 ○ 設置数量 （ ） 箇所
	⑧シーリング (3.7.2)～(3.7.8)	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類 ※ 改修標仕表3.7.1による シーリング改修工法及び施工箇所 改修工法の種別｜施工箇所 ※ シーリング充填工法｜屋根仕上げ材接合部 ○ シーリング再充填工法 ○ 拡幅シーリング再充填工法 ○ ブリッジ工法 目地寸法 コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ 幅20mm以上、深さ10mm以上 ○＿＿＿＿ ガラス回りの目地 ※ 幅5mm以上、深さ5mm以上 ○＿＿＿＿ その他の目地 ※ 幅10mm以上、深さ10mm以上 ○＿＿＿＿ シーリングの試験 ※ 簡易接着性試験 （部位 ） ○ 引張接着性試験 （部位 ）
	⑨とい（雨水） (3.8.2)～(3.8.3)	※ 外とい（外気に接するとい） 材質｜その他 ルーフドレイン等｜※ 鋳鉄製 軒どい｜※ 硬質塩化ビニル製（半円）｜（カラー） φ120mm たてとい｜※ 硬質塩化ビニル管（VP）｜（カラー）径 75mm 谷どい｜※ 特殊耐酸被服鋼板 とい受け金物｜※ 亜鉛メッキ鋼板 ○ 内とい（ＶＰ管は使用しない） 材質｜その他 たてとい及び横走り管｜※ SGP｜径 75mm とい受け金物｜※ 亜鉛メッキ鋼板 防露巻き｜※ 改修標仕表3.8.3による｜※Ｆ☆☆☆☆ ※ 掃除口を設ける（開放性のある自転車置き場のといを除く） ○ 養生鉄管を設ける（径 厚さ 長さ ） ○ 既存といの撤去及び養生 （ ） ○ 鋼管製といの防露巻 （※表3.8.4 ○＿＿＿＿） ○ たてどい受金物（ ）
	10 アルミニウム製笠木 (3.9.2)～(3.9.3)	(表3.9.1) 種類｜板厚(mm)｜表面処理｜固定間隔｜備考 ○ 250 形｜1.6｜○ A-1種（無着色）｜※ 1.3 m程度｜隅角部及び突当たり部等の役物は本体製所造の仕様による。 ○ 300 形｜1.8｜○ A-2種（着色）｜○＿＿ ○ 350 形｜2.0｜○ B-1種（無着色） ○｜｜○ B-2種（着色） ○ 曲げ材｜※ 2.0 ○＿＿ ※ 建築基準法に基づき定まる風圧力・積雪荷重に対応した工法を品質計画により定める。

章	項目	特記事項
4 外壁改修工事	1 施工数量調査 (1.5.2)	※ 行う （ ○ ひび割れ ○ 欠損 ○ 浮き ○＿＿＿＿ ） ※ 施工に先立ち、建築仕上診断技術者（BELCA）による外壁劣化状況調査報告書を監督職員に提出し承諾を得ること。 ○ 行わない
	2 ひび割れ部改修 (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4)～(4.3.6)	○ コンクリート打ち放し仕上げ 工法｜材料｜施工箇所 ※ 樹脂注入工法｜※ 硬質形エポキシ樹脂 ○ 軟質形エポキシ樹脂 ○ Ｕカットシール材充填工法｜※ 可とう性エポキシ樹脂 ○ シーリング材(PU-2) ○ ポリマーセメントモルタル ○ ｼｰﾙ工法｜※ パテ状エポキシ樹脂 ○ 可とう性エポキシ樹脂
	(4.4.5)～(4.4.7)	○ モルタル塗り仕上げ 工法｜材料｜施工箇所 ※ 樹脂注入工法｜※ 硬質形エポキシ樹脂 ○ 軟質形エポキシ樹脂 ○ Ｕカットシール材充填工法｜※ 可とう性エポキシ樹脂 ○ シーリング材(PU-2) ○ ポリマーセメントモルタル ○ ｼｰﾙ工法｜※ パテ状エポキシ樹脂 ○ 可とう性エポキシ樹脂
	(4.5.5)～(4.5.8)	○ タイル張り仕上げ 工法｜材料｜施工箇所 ※ 樹脂注入工法｜※ 硬質形エポキシ樹脂 ○ 軟質形エポキシ樹脂 ○ Ｕカットシール材充填工法｜※ 可とう性エポキシ樹脂 ○ シーリング材(PU-2) ○ ポリマーセメントモルタル タイル撤去後の補修 工法｜材料｜施工箇所 ○ タイル部分張替え工法｜○ ポリマーセメントモルタル ○ 変成シリコーン樹脂 ○ ウレタン樹脂 ○ タイル張替え工法
	3 欠損部改修 (4.3.7)	○ コンクリート打ち放し仕上げ 工法｜材料｜施工箇所 ○ 充填工法｜※ エポキシ樹脂モルタル ○ ポリマーセメントモルタル
	(4.4.8)～(4.4.9)	○ モルタル塗り仕上げ 工法｜材料｜施工箇所 ○ 充填工法｜※ エポキシ樹脂モルタル ○ ポリマーセメントモルタル ○ モルタル塗替え工法｜※ 改修標仕4.4.1による
	(4.5.7)～(4.5.8)	○ タイル張り仕上げ 工法｜材料｜施工箇所 ○ タイル部分張替え工法｜○ ポリマーセメントモルタル ○ 変成シリコーン樹脂 ○ ウレタン樹脂 ○ タイル張替え工法

京丹波町土木建築課	決裁欄	町長	副町長	参事	課長	課長補佐		調査	設計	工事名	平成24年度 京丹波町生涯学習センター屋根改修工事
設計番号										図名	建築改修工事特記仕様書 2
平成 年 月										図番	No. 2／7 枚の内

Ver.H22.01

章	項目	特記事項

4 外壁改修工事

④浮き部改修工法 (4.4.10)～(4.4.15)

○ モルタル塗り仕上げ

工法	1箇所の面積(㎡)	浮き代(mm)	アンカーピン(本/㎡) 一般部 指定部	注入口(箇所/㎡) 一般部 指定部	充填量(箇所/ml)	注入量(箇所/ml)	施工箇所
○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.25未満		※16 ○ ※25 ○				
○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※13 ○ ※20 ○	※12 ○ ※20 ○	※25 ○	※25 ○	
○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	0.25以上	1.0を超える	※13 ○ ※20 ○	※12 ○ ※20 ○	※25 ○	※50 ○	
○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.25未満		※ 9 ○ ※16 ○		※25 ○		
○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※ 9 ○ ※16 ○	※ 9 ○ ※16 ○	※25 ○	※25 ○	
○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	0.25以上	1.0を超える	※ 9 ○ ※16 ○	※ 9 ○ ※16 ○	※25 ○	※50 ○	

工法	1箇所の面積(㎡)	材料	施工箇所
○ 充填工法	0.25未満	※ エポキシ樹脂モルタル	
		○ ポリマーセメントモルタル	
●モルタル塗替え工法	0.25以上	※ 改修標仕4.4.1による	

(4.5.9)～(4.5.15)

○ タイル張り仕上げ

工法	1箇所の面積(㎡)	浮き代(mm)	アンカーピン(本/㎡) 一般部 指定部	注入口(箇所/㎡) 一般部 指定部	充填量(箇所/ml)	注入量(箇所/ml)	施工箇所
○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.25未満		※16 ○ ※25 ○		※25 ○		
○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※13 ○ ※20 ○	※12 ○ ※20 ○	※25 ○	※25 ○	
○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	0.25以上	1.0を超える	※13 ○ ※20 ○	※12 ○ ※20 ○	※25 ○	※50 ○	
○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.25未満		※ 9 ○ ※16 ○		※25 ○		
○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※ 9 ○ ※16 ○	※ 9 ○ ※16 ○	※25 ○	※25 ○	
○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	0.25以上	1.0を超える	※ 9 ○ ※16 ○	※ 9 ○ ※16 ○	※25 ○	※50 ○	
○注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入ﾀｲﾙ固定工法					※25 ○	※25 ○	

工法	1箇所の面積(㎡)	材料	施工箇所
○ タイル部分張替え工法	0.25未満	※ ポリマーセメントモルタル	
		○ 変成シリコーン樹脂	
		○ ウレタン樹脂	
○ タイル張替え工法			

5 目地改修工法 (4.1.4) (4.5.16)

タイル張り仕上げ
○ 目地ひび割れ改修工法
○ 伸縮目地改修工法
位置 ※ 改修標仕表4.5.1による ○ 図示
寸法(幅×深さ)
ｺﾝｸﾘｰﾄ打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ 20mm以上×10mm以上 ○＿＿＿＿
その他 ※ 10mm以上×10mm以上 ○＿＿＿＿

6 樹脂注入工法 (4.2.2) (4.3.4)

建築補修用注入エポキシ樹脂 ※ 低粘度形 ○ 高粘度形

ひび割れの幅 (mm)	0.2～0.3未満	0.3～0.5未満	0.5～1.0以下
注入孔の間隔 (mm)	２００程度	３００程度	３００程度
注入量 (CC/mm)			

※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ○ 手動式エポキシ樹脂注入工法
○ 機械式エポキシ樹脂注入工法

コア抜取りによるひび割れ部の注入状況の検査
※ 行わない
○ 行う（抜取り個数 ※ 改修標示4.3.4(f)(ｉ)による ○＿＿＿＿）
（抜取り部分の補修方法 ＿＿＿＿）

7 Uカットシール材充填工法 (4.3.5)

シーリング材の上にポリマーセメントモルタル
○ 行う

4 外壁改修工事

8 ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ注入工法 (4.2.2)

アンカーピンの材質 ※ ステンレス鋼(SUS304)、呼び径4mm、全ネジ切り丸棒
○＿＿＿＿

9 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ注入工法 (4.2.2)

注入口付アンカーピンの材質 ※ ステンレス鋼(SUS304)、呼び径外径6mm
○＿＿＿＿

10 モルタル塗替え工法 (4.2.2) (4.4.9)

既製目地材 ○使用する（形状 ＿＿＿＿）
仕上げ厚又は全塗装厚が25mmを超える場合の処置
※図示 ○ ＿＿＿＿

11 ﾀｲﾙ部分張替え工法及びﾀｲﾙ張替え工法 (4.2.2) (4.5.8)

施工箇所及びタイルの種別	形状寸法(mm)	生地	釉薬	役物	色	耐凍害性	工法その他
		○ 磁器 ○ せっ器 ○ 陶器	○ 無釉 ○ 施釉	○ 有り ○ 無し	※ 標準 ○ 特注	○ 有り ○ 無し	

タイルの試験張り ※ 行わない ○ 行う
タイルの見本焼き ※ 行わない ○ 行う
窓回りの固定 ※ する ○ しない
施工後の確認及び試験
浮きの確認 ※ 全面打診による確認を行う
接着力の試験 ※ 接着力試験機による接着力試験 を行う ○ 行わない
ﾀｲﾙ張付用材料
接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ○＿＿＿＿

タイル張替え工法の伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
位置 ※改修標仕表4.5.1による ○図示

12 窓下人研面台の補修

○ シール工法 (※仕上げ塗材は外壁仕上塗材の上塗り材とする。)
※ 塗膜防水 (※弾性ウレタン系 ○エポキシ系)

13 仕上塗材 (4.1.4) (4.2.2) (4.6.5)

○ 薄付け仕上塗材 (JIS A 6909)

種類(呼び名)	仕上げ	工法	備考
○ 外装薄塗材Si	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状	吹付け	
	○ ゆず肌状 ○ さざ波状	ローラー	
○ 可とう型外装薄塗材Si	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状	吹付け	
	○ ゆず肌状 ○ さざ波状	ローラー	
○ 外装薄塗材E	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状	吹付け	
	○ 平たん状 ○ 凹凸状	こて塗	
	○ ゆず肌状 ○ さざ波状	ローラー	
	○ 着色骨材砂壁状 ○ こて	○ 吹付	
○ 可とう形外装薄塗材E	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状	吹付け	
	○ 平たん状 ○ 凹凸状	こて塗	
	○ ゆず肌状 ○ さざ波状	ローラー	
○ 防水形外装薄塗材E	○ ゆず肌状 ○ さざ波状	ローラー	
（○ 増塗材 ）	○ 凹凸状	吹付け	
○ 外装薄塗材S	砂壁状	吹付け	

○ 厚付け仕上塗材 (JIS A 6909)

種類(呼び名)	仕上げ	工法	備考
○ 外装厚塗材C	○ 吹放し ○ 凸部処理	吹付け	
	○ 平たん状 ○ 凹凸状	こて塗	
（○ 上塗材 ）	○ ひき起し ○ かき落とし		
○ 外装厚塗材Si	○ 吹放し ○ 凸部処理	吹付け	
○ 外装厚塗材E	○ 平たん状 ○ 凹凸状	こて塗	
（○ 上塗材 ）	○ ひき起し	ローラー	

○ 複層仕上塗材 (JIS A 6909)

種類(呼び名)	仕上げ	工法	備考
○ 複層塗材CE ○ 複層塗材Si ○ 複層塗材E	○ 凸部処理 ○ 凹凸模様	吹付け	
○ 複層塗材RE	○ ゆず肌状	ローラー	
○ 可とう形複層塗材CE	○ 凸部処理 ○ 凹凸模様	吹付け	
	○ ゆず肌状	ローラー	
○ 複層塗材RS	○ 凸部処理 ○ 凹凸模様	吹付け	
	○ ゆず肌状	ローラー	
○ 防水形複層塗材CE ○ 防水形複層塗材E ○ 防水形複層塗材RS	○ 凸部処理 ○ 凹凸模様	吹付け （○ 増塗材）	
○ 防水型複層塗材RE	○ ゆず肌状	ローラー	

複層仕上塗材の耐候性 ※ ３種 ○＿＿＿＿
複層仕上塗材の上塗材 溶媒 ※ 水系 ○ 弱溶剤系 ○ 溶剤系
樹脂 ※ アクリル系○
外観 ※ つや有 ○ つやなし ○ メタリック
防水形複層仕上塗材の増塗 ※ 行わない ○ 行う

○ 可とう形改修用仕上塗材 (JIS A 6909)

種類(呼び名)	仕上げ	工法	備考
○ 可とう形改修塗材E	○ 平たん状	ローラー	
○ 可とう形改修塗材RE	○ さざ波状	ローラー	
○ 可とう形改修塗材CE	○ ゆず肌状	吹付け	

4 外壁改修工事

防火材料の指定 ※ なし ○ ＿＿＿＿
下地補修後の打放しコンクリート壁面の仕上げ補修
※ 行う ○ 行わない
（参考工法 ： ＿＿＿＿ 製造所 ： ＿＿＿＿）

14 既存塗膜等の除去及び下地処理 (4.6.3) (4.6.4)

既存塗膜の除去方法 ※ 試験施行実施
○ サンダー工法
○ 高圧水洗工法（試験施行実施） （加圧力 ○ 50～100pa ○ 30～50pa ）
○ 塗膜はく離剤工法（製造所：＿＿＿＿）
○ 水洗い工法 （○ ﾃﾞｯｷﾌﾞﾗｼ ○ 高圧ﾎﾞﾝﾌﾞ10～15pa ）
既存塗膜の除去範囲
※ 既存仕上げ面全体 ○ 既存壁面の（＿＿％） ○ 別図に示す範囲
下地処理
下地調整剤 ※ セメント系下地調整剤（JIS A6916）
○ ポリマーセメントモルタル
○ 防水形仕上塗材主材（JIS A6910(複層仕上塗材)）

⑮部分改修工法 (4.6.6)

仕上げ塗材の種類 ○ 薄付け仕上塗材
○ 厚付け仕上塗材又は複層仕上塗材
○ 防水形複層仕上塗材
○ マスチック塗材
施工箇所 ○ 別図に示す範囲 ○＿＿＿＿

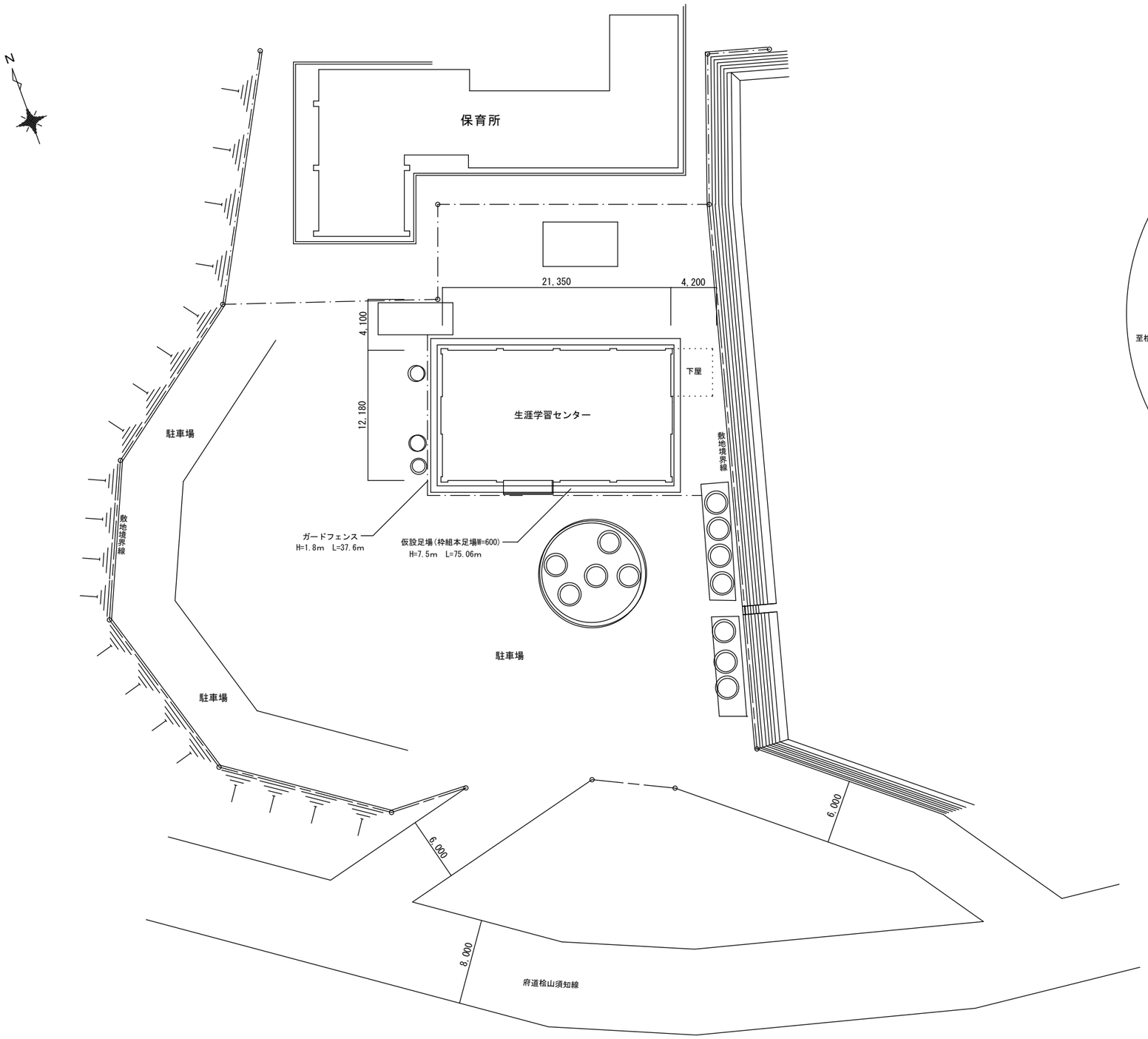

配置図　1/300

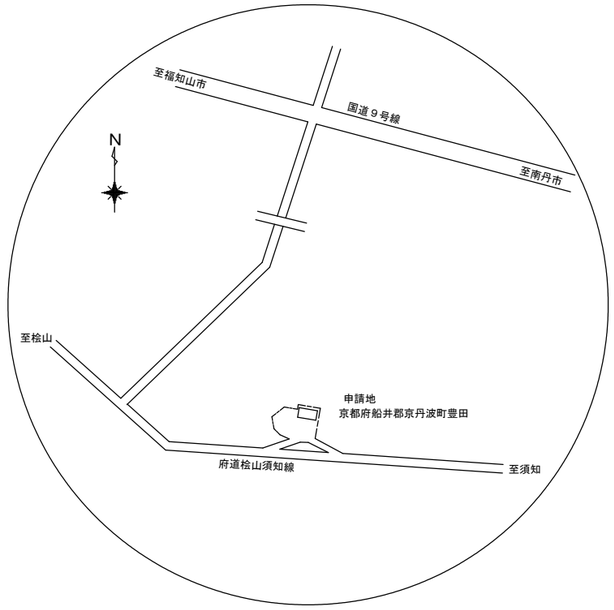

附近見取図

校閲	検印	担当	受註番号	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
				平成24年度　京丹波町生涯学習センター屋根改修工事	配置図　附近見取図	1/300	4
						年月日　１２．７．１３	図面総数　7

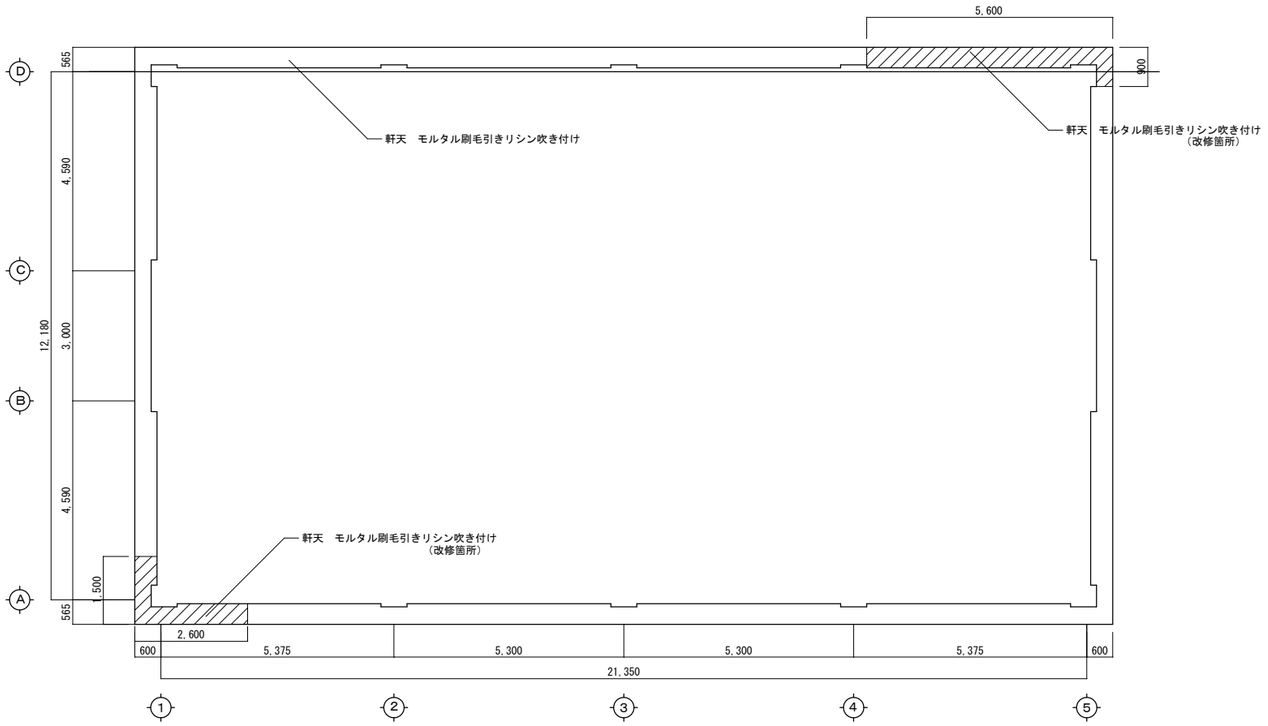

軒天伏図　１／１００

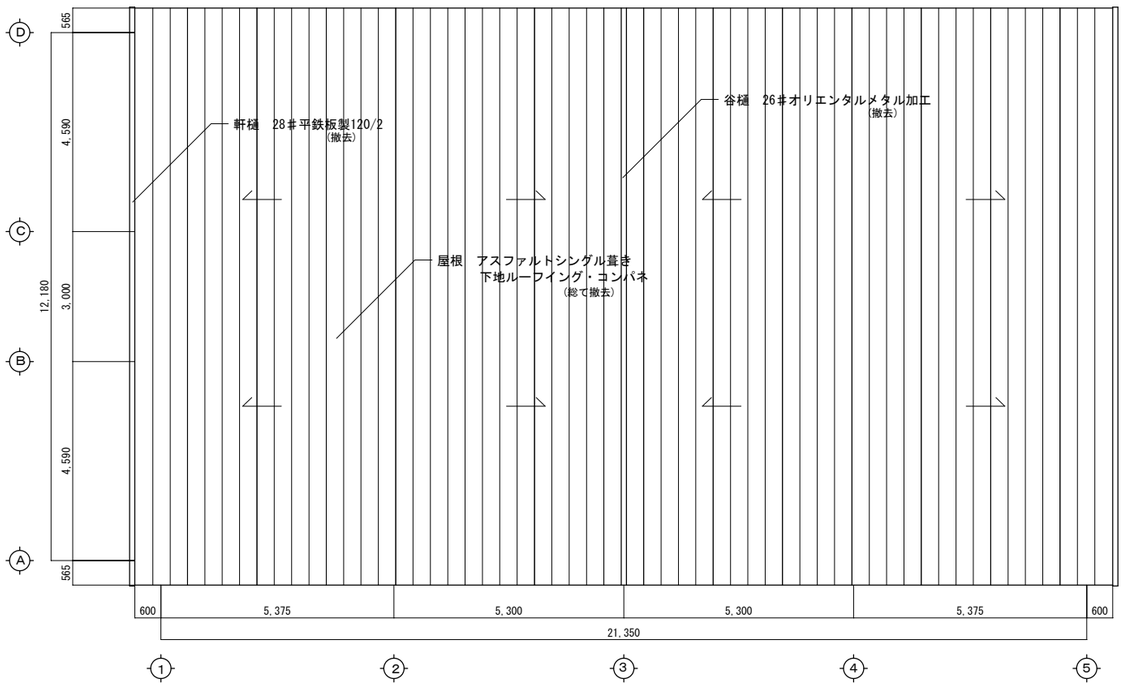

既設屋根伏図　１／１００

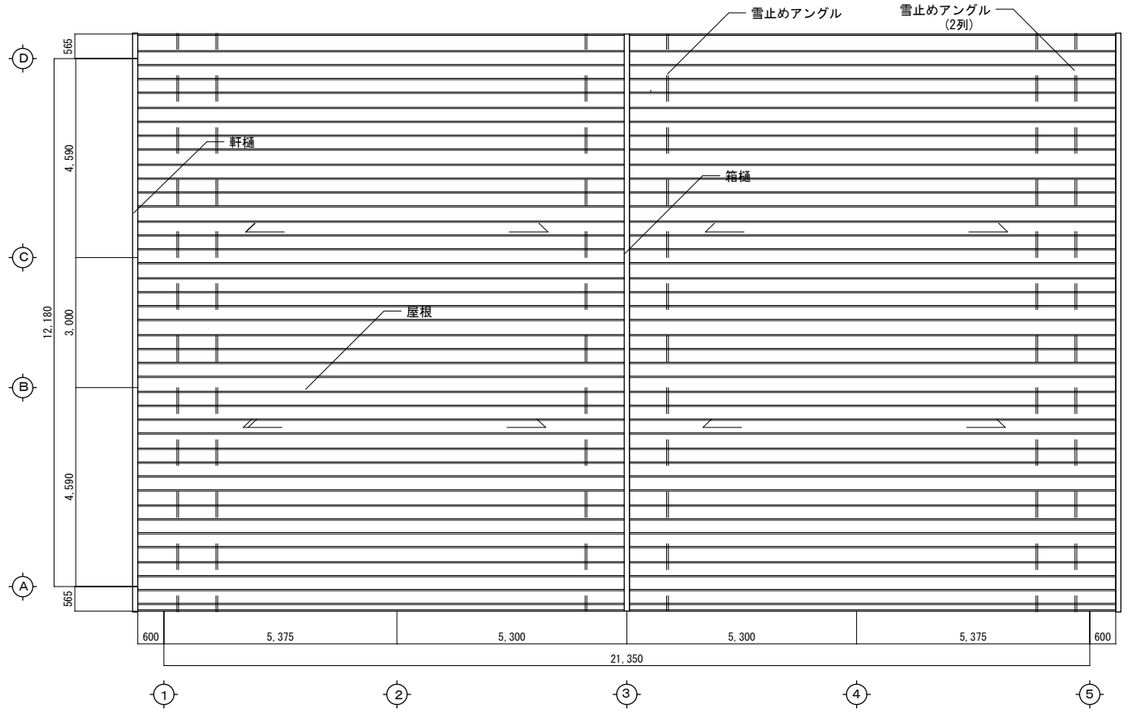

改修屋根伏図　１／１００

※軒天の改修箇所については、施工前に再度監督員と協議を行い
施工にかかる事

改修屋根仕様

屋根材・工法	カラーＧＬ鋼板　t＝0.4　使用　エバールーフたてひら１型　Ｒ加工
軒先唐草	カラーＧＬ鋼板　t＝0.35　使用
けらば唐草	カラーＧＬ鋼板　t＝0.35　使用
下地	ゴムアスルーフイング
構造用合板	t＝12　使用
箱　樋	特殊耐酸被覆鋼板t＝0.5(セキスイエスロコイル同等品)
雪止めアングル	3×40×40　めっきアングル
シーリング	変成シリコン
軒　樋	塩ビ製120半円
既設屋根撤去	シングル・ルーフイング・コンパネ・軒樋(金物は含まず)

校閲	検印	担当	受註番号	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
				平成24年度京丹波町生涯学習センター屋根改修工事	平面図	１／１００	5
						年月日　１２．７．１３	図面総数　7

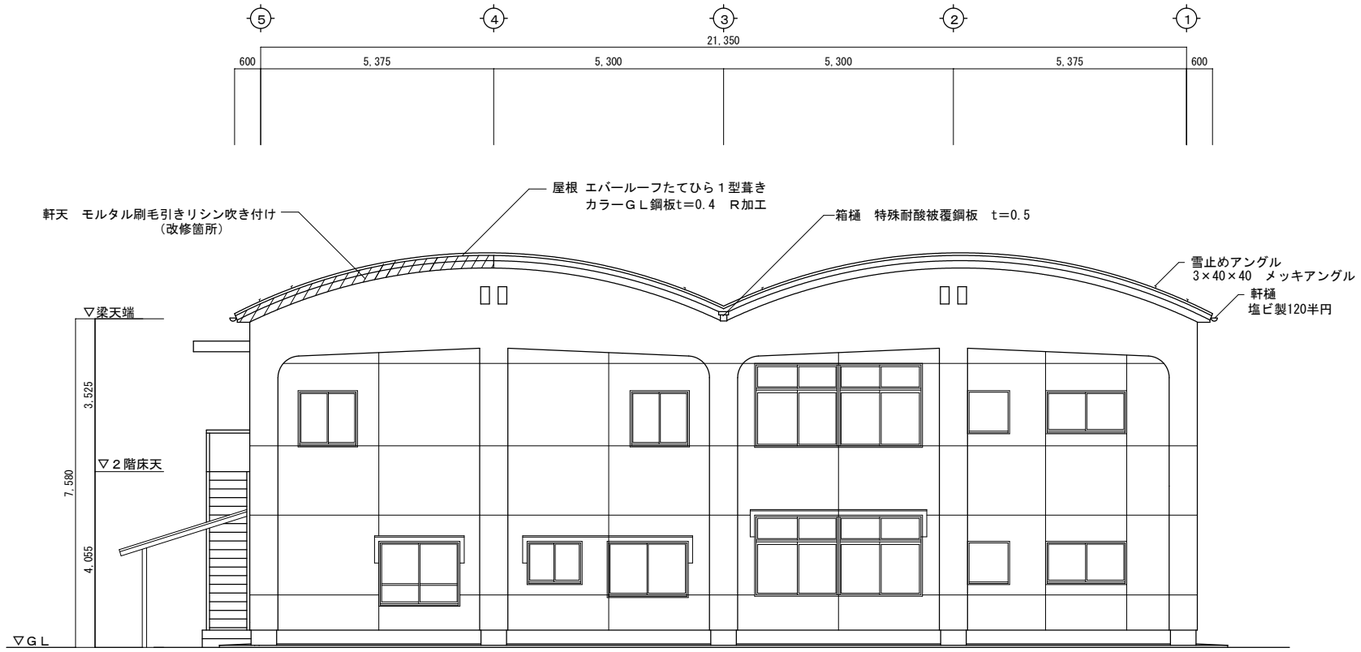

北立面図　１／１００

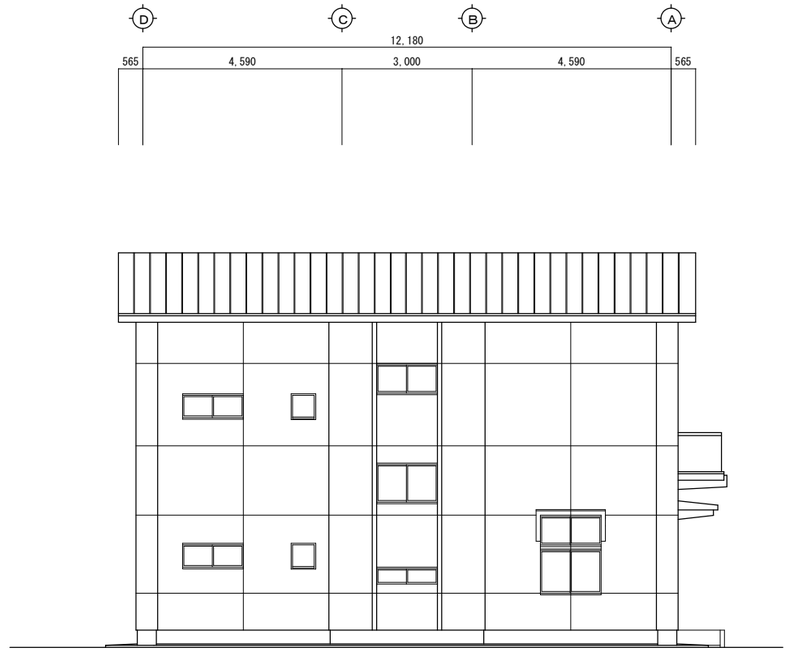

東立面図　１／１００

南立面図　１／１００

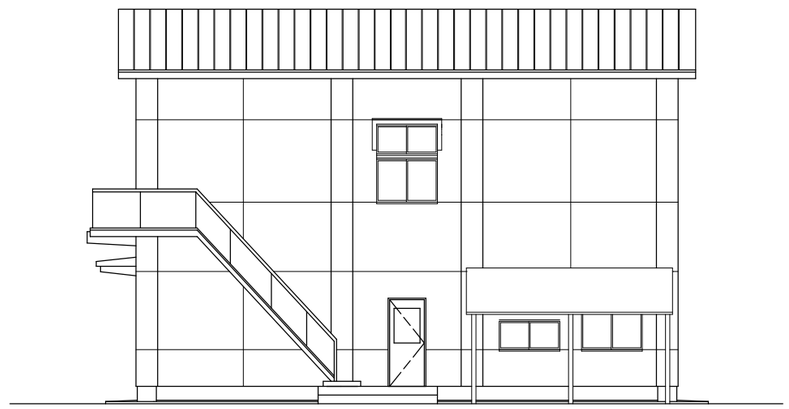

東立面図　１／１００

校閲	検印	担当	受註番号	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
				平成24年度　京丹波町生涯学習センター屋根改修工事	立面図	１／１００	６
						年月日　１２．７．１３	図面総数　７

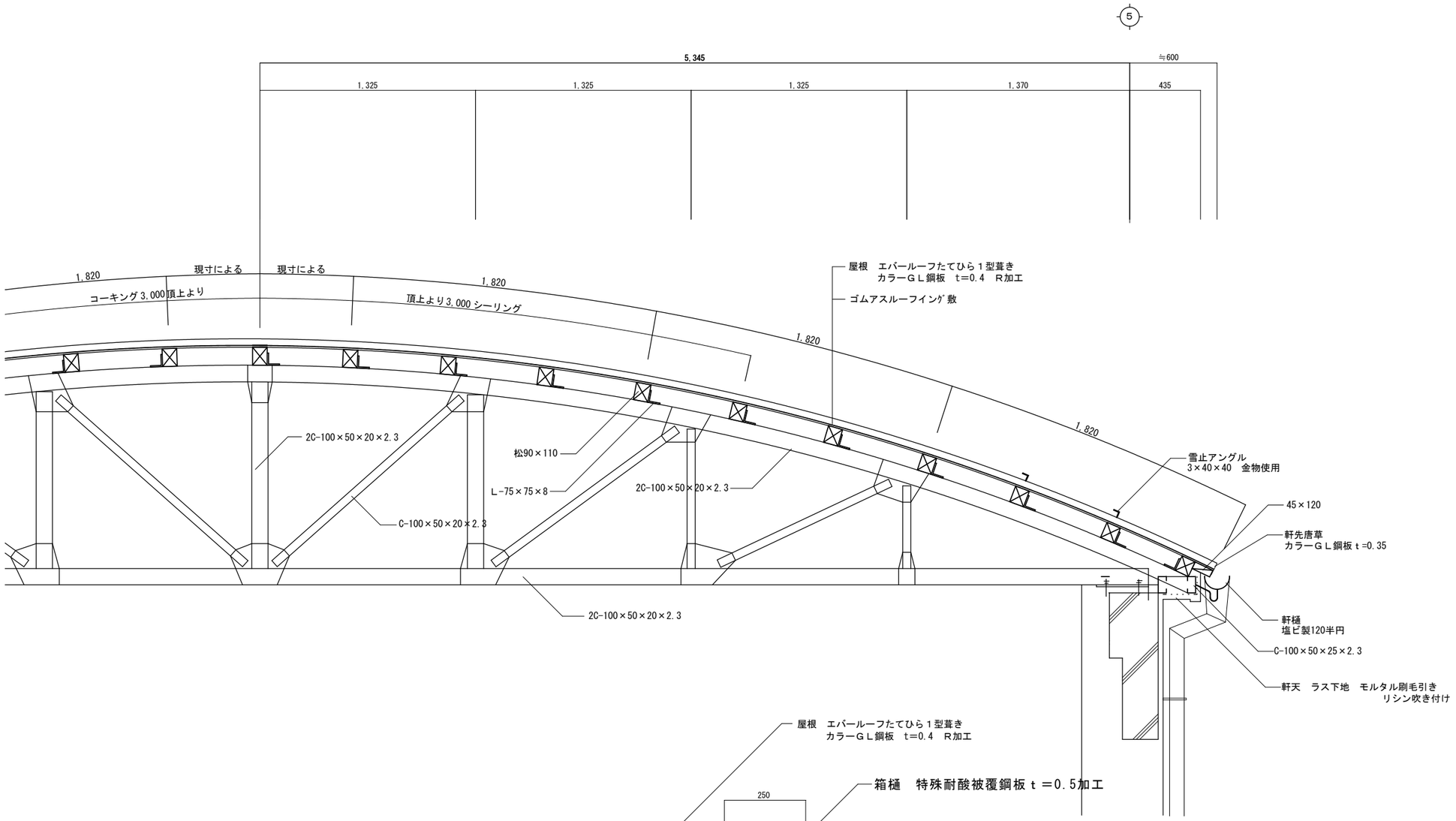

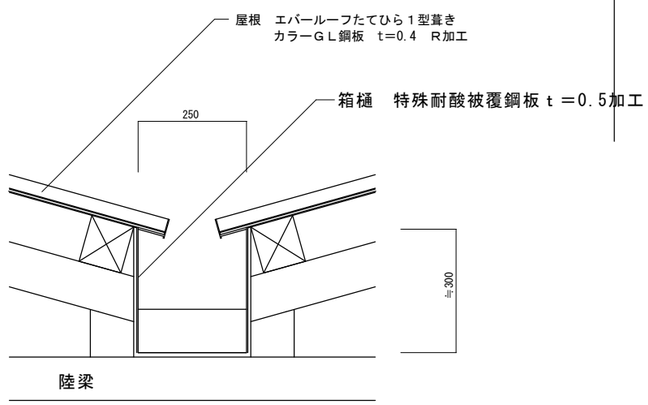

詳細図　１／２０

箱樋詳細図　１／１０

※　母屋(松)・止めアングル等に腐食が見られる場合には、監督員と協議をする

校閲	検印	担当	受注番号	工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
				平成24年度京丹波町生涯学習センター屋根改修工事	詳細図	１／２０　１／１０	７
						年月日　１２．７．１３	図面総数　７